

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人小林直人、伊能幹一、猪俣浩三、杉田伊三郎の上告理由第二点について。

原判決が本件仮処分の必要性につき示した判断は正当であつて、所論はとることができるない。

よつてその余の論点につき判断するまでもなく、本件上告は棄却すべきものとし、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	一